

関係者ヒアリング資料

(第 47 回水環境部会 (令和元年 9 月 17 日))

○環境省水・大気環境局水環境課
「水環境行政の取組について」

○環境省水・大気環境局海洋環境室
「海洋プラスチックごみ問題と対策について」

○環境省水・大気環境局閉鎖性海域対策室
「閉鎖性海域における環境保全の取組」

○内閣官房水循環政策本部事務局
「水循環基本法と水循環基本計画について」

○一般社団法人 J E A N
「J E A N の取組みについて」(海洋ごみへの取組について)

(第 48 回水環境部会 (令和 2 年 2 月 27 日))

○日本経済団体連合会
「海洋プラスチック問題に関する経団連の考え方・取組み」

水環境行政の取組について

(第五次環境基本計画の点検ヒアリング資料)

令和元年9月

水・大気環境局水環境課

(1) 水環境保全対策スキーム

目標：環境基本法に基づく環境基準

<公共用水域>

水質汚濁に係る環境基準

人の健康の
保護に関する
環境基準

生活環境の
保全に
関する
環境基準

水生生物の
保全に
関する
環境基準

<地下水>

地下水の 水質汚濁に 係る環境基準

※人の健康保護に関する環境
基準のみ

水質汚濁防止法等に基づく対策

国、都道府県による水質常時監視(モニタリング)

工場・事業場への
全国一律の排水基準による排水規制

※都道府県による上乘せ(基準の強化・対象施設の規模要件の強化)、横出し(規制項目の追加)規制が可能。
※必要に応じて、業種毎の暫定排水基準を設定。

生活排水対策(下水道・浄化槽等の整備など)の推進

閉鎖性海域(東京湾・伊勢湾・及び瀬戸内海)における汚濁負荷量の総量削減

有害物質の
地下浸透規制

汚染された
地下水の
浄化措置命令

国による放射性
物質の常時監視

その他の特定水域法令に基づく対策

湖沼水質保全特別措置法に基づく対策
(琵琶湖など11指定湖沼における計画的な対策の推進)

瀬戸内海環境保全特別措置法
に基づく対策

有明海・八代海等再生特別措置法に基
づく対策

琵琶湖保全再生法に基づく対策

水循環、水に親しむ運動(名水百選の選定、里海の創生、湧水の保全、復活等)

水環境に係る国際協力(バイ・マルチ)

(2) 環境基準の達成状況と環境基準見直し①

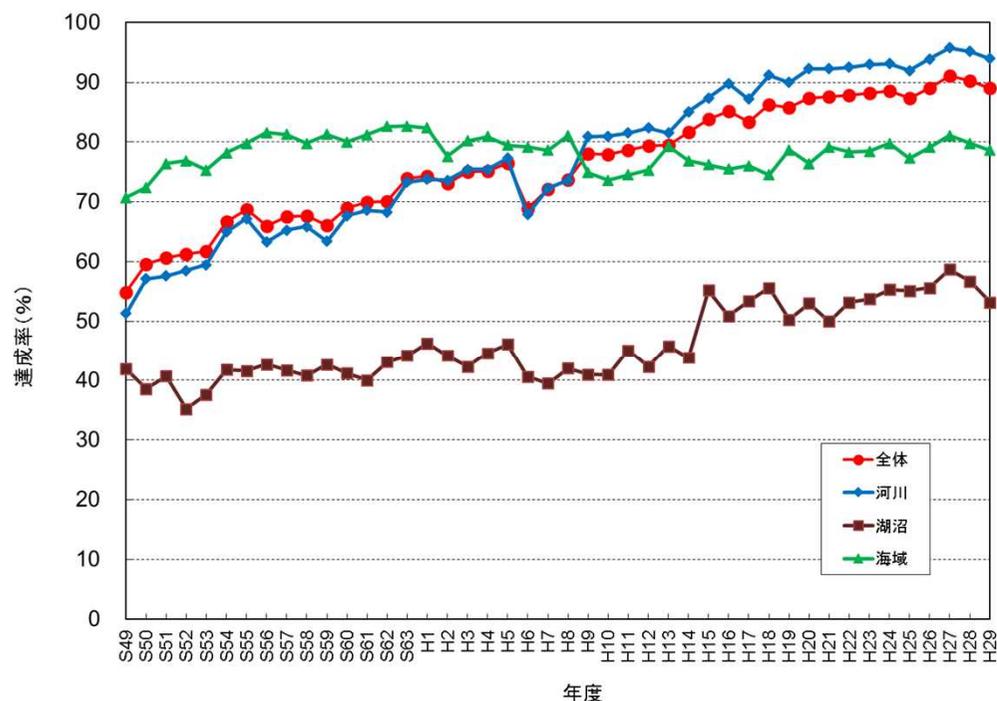
(1) 人の健康保護に係る環境基準

- 公共用水域は27項目、地下水は28項目について、環境基準を設定。(重金属類、有機塩素化合物など)
- 公共用水域はほぼ全国的に環境基準を達成。地下水は一部の項目(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など)について一部の地点で基準を超過。

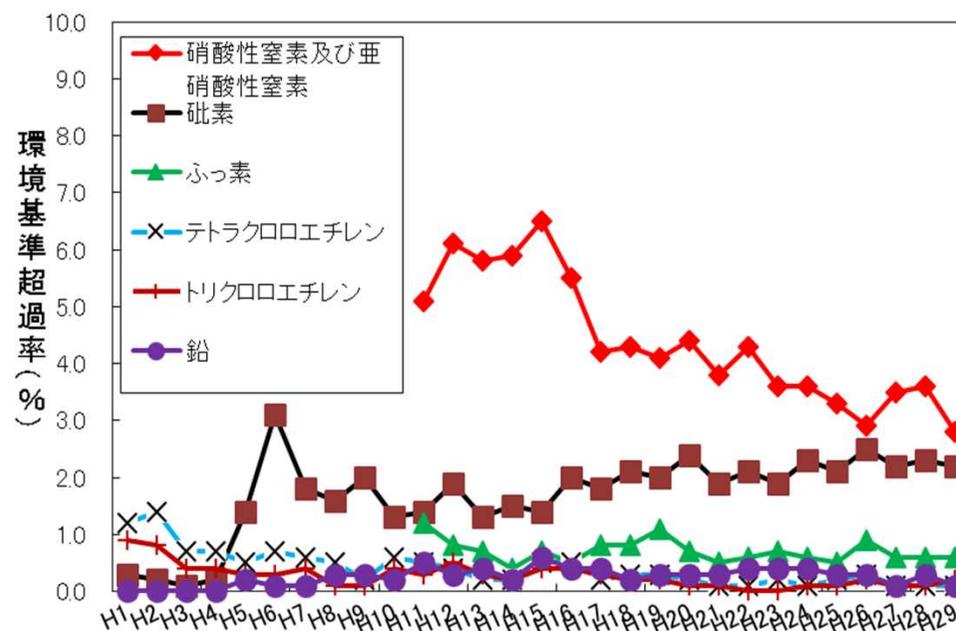
(2) 生活環境保全に係る環境基準

- 生活環境保全に係る環境基準のうち、有機汚濁の状況(BOD・COD)は、全体としては徐々に改善の傾向。
- 湖沼、内湾、内海の閉鎖性水域では、環境基準の達成率はなお低い。

公共用水域の環境基準(BOD・COD)達成率の推移(昭和49年以降)



地下水の環境基準超過率の推移



(2) 環境基準の達成と環境基準見直し②

①底層溶存酸素量について

- 現在の水質環境基準であるCOD(化学的酸素要求量)、窒素、りんは、その高低のみをもって、生物の生息環境が良好であるかを判断することは必ずしも十分ではない。
- 国民が直感的に理解しやすい指標とは言いがたい。
- 底層溶存酸素量の指標について
 - ・ 魚介類等が生息できる溶存酸素の確保
 - ・ 底層の貧酸素化による青潮などの発生リスクの低減

②大腸菌群数について

- 大腸菌群数(現行環境基準)は、昭和46年設定当時の分析技術(培養技術)の制約から、ふん便汚染の指標として用いられているが、ふん便由来でないものも測定され、ふん便汚染を的確に捉えているとはいえない。
- 大腸菌群数に代わる指標として、大腸菌数を採用する方向で検討中。指標として「ふん便性大腸菌群数」が用いられている水浴場水質判定基準についても、取扱いを検討中。

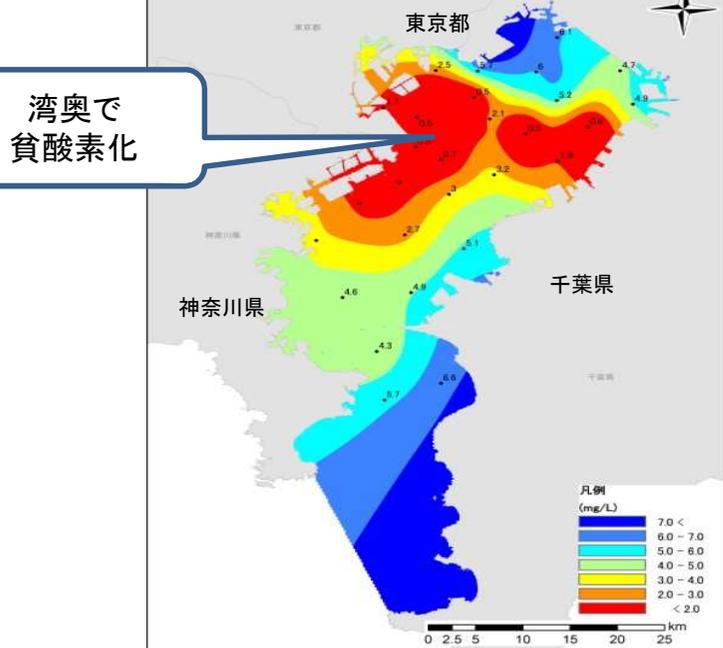
検討結果、今後の予定

- 平成28年3月に告示改正を行い、底層溶存酸素量を環境基準として設定。現在、類型指定案等について検討中。

これまでの検討状況、今後の予定

- 平成30年10月に中央環境審議会生活環境項目環境基準専門委員会(第9回)を開催。引き続き、大腸菌数を環境基準の新たな微生物指標とする方向で検討中。

東京湾の底層の貧酸素化状況(平成20年夏季)



区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
	水質 A	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全透 (または 1m 以上)
可	水質 B	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
	水質 C	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満 ~50 cm 以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50 cm 未満*

水浴場水質判定基準

(3) 湖沼対策① (湖沼水質保全特別措置法)

湖沼は閉鎖性の水域であり、汚濁物質が蓄積しやすいため、河川や海域に比べて環境基準の達成状況が悪い状況。昭和59年に「湖沼水質保全特別措置法」が制定され、指定湖沼に対し、水質汚濁防止法の規制に加えて、特別の対策を講じている。

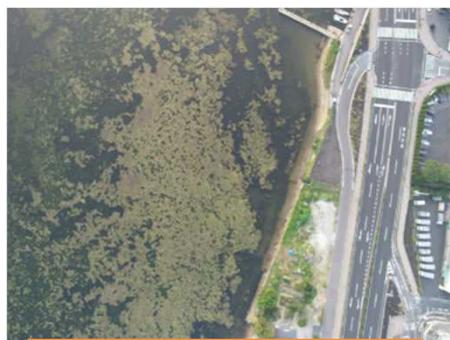
指定湖沼ごとの「湖沼水質保全計画」 ※都道府県が策定(琵琶湖、霞ヶ浦等11湖沼が指定)

【湖沼水質保全計画(変更)の策定予定】

- ・直近では、平成30年3月に諏訪湖(第7期、平成29~33年)が策定済
- ・令和元年度においては、中海、宍道湖、野尻湖、八郎湖が策定予定

指定湖沼における水質の保全に向けた取り組み (令和元年度における実証事業)

課題：大量繁茂する水草への対応【宍道湖】



宍道湖(島根県)における大量繁茂する水草の状況



水草除去による水質改善効果の検証を実施

課題：貧酸素化等による水質の悪化【八郎湖】



八郎湖における貧酸素化等によるアオコの発生



高濃度酸素水供給装置による底層溶存酸素改善効果の検証

(3) 湖沼対策② (琵琶湖の保全及び再生に関する法律)

背景: 琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47~平成9年まで)により、治水・利水環境の改善のための施策が講じられてきたが、琵琶湖を総合的に保全・再生に向け、外来動植物の被害の増加などの琵琶湖をめぐる状況の変化に対応するため、議員立法として「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が平成27年9月16日に可決・成立、同年9月28日に公布・施行。

○ 目的(第1条)

国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資する。

○ 基本方針[主務大臣が定める](第2条) ※平成28年4月21日策定

琵琶湖の保全及び再生に関する基本的な指針などを定める

○ 琵琶湖保全再生計画[滋賀県が定める](第3条) ※平成29年3月30日策定

基本方針を勘案し、琵琶湖保全再生施策に関する以下の事項を定める。

- ◇ 計画期間
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生に関する方針
- ◇ 琵琶湖の保全及び再生のための事項 など

琵琶湖の湖沼水質保全計画 (湖沼法第4条第1項)

- ・ 計画期間
- ・ 湖沼の水質の保全に関する方針
- ・ 湖沼の水質の保全に資する事業
- ・ 湖沼の水質の保全のための規制等

琵琶湖保全再生推進協議会(第8条) ※平成28年11月15日設立

- ・ 琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議
《組織》 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市の長 他

※主務大臣:総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣
国土交通大臣、環境大臣(国交大臣及び環境大臣が共同会長)

○ 国及び関係地方公共団体が講ずべき施策(第9条~第23条)

○ 国による支援(第4条~第6条)

- ・ 財政上の措置
- ・ 地方債についての配慮
- ・ 資金の確保等

- ・ 水質の汚濁の防止のための措置等
- ・ 湖辺の自然環境の保全及び再生
- ・ 環境に配慮した農業の普及等
- ・ 景観の整備及び保全等 など

○ 附則では「法律の施行日から5年以内に法律の施行状況を踏まえ必要な見直しを行う」の規定。令和2年9月の法施行後5年を控え、今後、法律に基づく現行の取り組みや新たな課題についてフォローアップを実施し、必要な見直しを検証。

➡ 環境省では、「琵琶湖保全再生等推進費」(H31・39百万円)で、現状把握や環境修復のモデル事業等を実施。

(5) 水循環基本法に基づく取組

○ 目的

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与

○ 基本理念

1. 水循環の重要性
2. 水の公共性
3. 健全な水循環への配慮
4. 流域の総合的管理
5. 水循環に関する国際的協調

○ 経緯と今後の予定

平成26年

- ・ 4月 2日 法律の公布
- ・ 7月 1日 法律の施行
- ・ 8月 1日 水の日（法定）

平成27年

- ・ 7月10日 水循環基本計画の決定

平成28年度以降

- ・ 水循環基本計画に基づき、順次、流域水循環協議会を設置し、流域水循環計画を策定する。
平成30年12月7日時点で35計画が認定・公表済み。
- ・ 2020年度に水循環基本計画が改定予定。

水循環政策本部の設置（平成26年7月1日）

平成26年7月1日の法律の施行に伴い、法第22条に基づき、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に水循環政策本部を設置

○ 本部の事務

- ・ 水循環基本計画案の作成
- ・ 関係行政機関が実施する施策の総合調整
- ・ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

○ 本部の組織

- 本部長 : 内閣総理大臣
副本部長 : 内閣官房長官、水循環政策担当大臣
(国土交通大臣が兼任)
本部員 : 全ての国務大臣

環境省としての対応

- ・ 環境省としては、公共用水域の水質保全や地下水・地盤環境の保全、浄化槽の普及、健全な水循環を支える生態系の保全、気候変動への適応などの観点から適切に対応していく。
- ・ 「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のための取組推進に向け、官民連携「Water Project」を発足。環境省が関係主体間の連携協力の場をつくり、民間企業等の主体的・自発的・積極的な活動を推進し、全国的に幅広く国民の理解と関心を深める。今後も企業等と連携した取組を実施。



海洋プラスチックごみ問題と対策について



令和元年 9月

環境省 水・大気環境局 海洋環境室

大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

- ・ G20首脳が、共通のグローバルなビジョンとして共有
- ・ 他の国際社会のメンバーにもビジョンを共有するよう求める

「社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す。」



G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組

- ・ G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択
- (1) G20各国は、以下の自主的取組を実施し、効果的な対策と成果を共有、更新①適正な廃棄物管理、②海洋プラスチックごみ回収、③革新的な解決策（イノベーション）の展開、④各国の能力強化のための国際協力など
- (2) G20各国は、協調して、①国際協力の推進、②イノベーションの推進、③科学的知見の共有④多様な関係者の関与と意識向上等を実施するとともに、G20以外にも展開
- ・ 上記を、G20首脳が承認「我々はまた、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持する。」

資源効率性対話

- ・ 実施枠組の成果の共有の場として活用
- ・ 軽井沢での大臣会合でG20資源効率性対話のロードマップを策定することに合意、この合意を、サミットでも承認

「我々は、議長国を務める日本の下でG20資源効率性対話のロードマップが策定されることを期待する。」

2019年6月28日・29日

39. 我々は、海洋ごみ、特に海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチックに対処する措置は、全ての国によって、関係者との協力の下に、国内的及び国際的に取られる必要があることを再確認する。

【略】

我々は、共通の世界のビジョンとして、**「大阪ブルー・オシャン・ビジョン」を共有**し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、**2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減**することを目指すものである。我々はまた、**「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を支持**する。

1. 「G20海洋ごみ行動計画」の効果的な実施の促進

- **適正な廃棄物管理**、**海洋プラスチックごみの回収**、**革新的な解決策（イノベーション）**の展開、**各国の能力強化のための国際協力**等による、**包括的なライフサイクルアプローチを推進**
- G20各国は、**G20資源効率性対話等の機会を活用し**、**海洋プラスチックごみに関する政策、計画、措置等の情報について、継続的に共有及び更新を実施**

G20各国が
自主的な対策
を実施

「G20海洋ごみ行動計画」
の下での取組を強化

継続的な
共有・更新

2. G20間の協調行動とG20外への展開

- 科学的知見の共有（海洋ごみの現状と影響の測定、モニタリング等のための科学的基盤の強化）
- 国際協力の推進
- 革新的な解決策の推進
- 多様な関係者の関与及び意識向上



G20資源効率性対話の開催（本年10月@東京）



- G20各国の資源効率性に関する政策や優良事例について意見交換を行うため、2017年のハンブルグサミットにおいて設置。第1回会合をドイツ、第2回会合をアルゼンチンで開催。
- 本年6月の軽井沢における閣僚会合において、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組が採択された。
会合のコミュニケでは、実施枠組のフォローアップをG20資源効率性対話等の機会を活用して行うこと、G20資源効率性対話のロードマップを作成することが合意された。

日時：2019年10月9～11日

場所：東京・国連大学

参加者：G20各国（及びアウトリリーチ国）の担当者、国際機関等

プラスチック資源循環・海洋ごみ対策の現状



【国際的なビジョン・枠組み】

- ①大阪ブルー・オーシャン・ビジョン（G20大阪サミット）
「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」
- ②G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組（関係閣僚会合）
新興国・途上国も参加し、各国が自主的な対策を実施し、継続的に報告・共有する実効性ある新しい枠組み。

【我が国国内の戦略・計画】

- ①プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）：世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」を目指すべき方向性として設定したプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。
- ②海洋プラスチックごみアクションプラン（令和元年5月）：新たな汚染を生み出さない世界を実現するための実効的な対策。
- ③海岸漂着物処理推進法に基づく対策基本方針（令和元年5月）：海岸の景観や環境を保全するための漂着物処理や発生抑制。

<p>リデュース 代替素材 転換</p>	<p>代替素材転換</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代替素材転換支援：紙、セルロース、バイオプラ等への代替支援（2019年度35億円） ●クリーン・オーシャン・マテリアル・アライアンス ●海洋生分解性ロードマップ策定 	<p>リデュース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●グリーン購入：会議、食堂等でのワンウェイプラの使用取りやめ ●産業界の取組： <ul style="list-style-type: none"> - プラ製ストロー配布中止（飲食業界等） - レジ袋廃止（コンビニ）、 - 紙製・生分解性容器への代替（コンビニ）
<p>リサイクル 資源循環</p>	<p>国内資源循環体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リサイクル設備導入支援：中国等の禁輸対応としてリサイクル設備導入を支援（2018年度補正60億円、2019年度33.3億円） ●産業界の取組： <ul style="list-style-type: none"> - 全清飲資源循環宣言（2030年ペットボトル100%有効利用） - プラ工連資源循環戦略 - プラ協資源循環宣言 	<p>国際資源循環</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バーゼル条約改正：リサイクルに適さない汚れたプラごみを条約の規制対象とする附属書を改正（我が国・ノルウェーの共同提案。2021.1施行）
<p>海洋プラ ごみ対策</p>	<p>海ごみ国内対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海岸漂着ごみ処理支援：自治体の回収・処理を財政支援。（2018年度補正・2019年度35億円） ●漁具・漂流ごみ等対策：水産庁と連携、漁業者による回収処理を支援 ●マイクロプラスチック対策：スクラブ製品へのマイクロビーズ削減徹底を業界に要請 - マイクロプラの実態把握・影響の調査研究 	<p>国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物管理・リサイクル分野の国際協力：技術・制度のパッケージ支援（2019年度9億円の内数（環境省）） ●ASEAN+3海洋プラスチックごみ協力アクション・イニシアティブ：3R等による海プラ対策 ●国連環境総会（UNEA4）：行動強化のためのマルチステークホルダープラットフォームの新設等 ●アジア開発銀行（ADB）：海洋プラ対策に協調融資を含め50億ドル（5,500億円）
<p>国民運動 普及啓発</p>	<p>プラスチック・スマート</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラスチック・スマート：SNS等を活用し、多様な主体の“プラスチックとの賢い付き合い方”を国内外に発信 ●プラスチック・スマート・フォーラム：様々な団体の対話・交流を促進 	<p>海洋プラスチック官民イノベーション協力体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海洋プラスチック官民イノベーション協力体制：代替素材開発等に革新的に取り組む我が国企業等の協力体制を構築。
		<p>海ごみゼロウィーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ●海ごみゼロウィーク：日本財団と連携した全国一斉清掃アクション（全国1300か所、数十万人動員） ●海ごみゼロアワード：優れた取組を募集・選定し表彰、国内外に発信

重点戦略

基本原則：

「3R+Renewable」

リデュース等

リサイクル

再生材 バイオプラ

海洋プラスチック対策

国際展開

基盤整備

マイルストーン

＜リデュース＞

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

＜リユース・リサイクル＞

② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに

③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル

④ **2035年**までに使用済プラスチックを**100%**リユース・リサイクル等により、有効利用

＜再生利用・バイオマスプラスチック＞

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

- ◆ **アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献**
- ◆ **国民各界各層と連携協働して実現を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進**

海洋プラスチックごみ対策アクションプランの概要



OG20議長国として、世界全体で連携して効果的に対策が促進されるよう取り組む。
○プラスチックごみの海への流出をいかに抑えるか。 経済活動を制約するのではなく、**廃棄物処理制度による回収・流出防止、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援等。**

対策分野	主な対策・取組
① 廃棄物回収・適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ▶ アジア諸国の廃棄物禁輸措置に対応し、国内の廃プラスチック処理・リサイクル施設の整備を支援
② ポイ捨て、流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 清涼飲料団体による専用リサイクルボックスの設置 ▶ 漁具の流出防止のため、漁業者による適正管理を要請  <p>倉庫に保管された使用済み養殖用フロート</p>
③ 陸域でのごみ回収	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「海ごみゼロウィーク」(5/30~6/8前後)を本年から開始し、全国一斉清掃アクションを展開 (日本財団と連携。2019年は2000箇所で80万人規模、2021年までの3年間で240万人の参加を目指す。)  <p>散乱ごみの回収活動 (全国川ごみネットワーク提供)</p>
④ 流出ごみの回収	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治体による海岸漂着物等の回収・処理を支援 ▶ 漁業者等が取り組む海洋ごみの回収・処理を支援 (漁業者が操業時等に回収した海洋ごみを、補助金を活用して市町村の施設などで処理)  <p>漁業者による回収活動</p>  <p>海岸での回収活動</p>
⑤ イノベーション	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ロードマップに基づく技術開発、代替素材の生産設備整備・技術実証を支援 (例：カネカ社が2025年までに海洋生分解性プラスチックの生産能力を100倍に増設計画)  <p>海洋生分解性ストロー</p>  <p>生分解性プラスチック製の袋</p>
⑥ 国際貢献・実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ▶ ASEANのナレッジセンター設立など廃棄物管理に関する能力構築を支援 ▶ モニタリング手法の国際調和の推進、漂着物・浮遊プラスチック類の調査等  <p>バングラデシュではごみ収集率が44%から80%に改善 (JICA提供)</p>  <p>ミャンマーにおける日本支援による廃棄物発電施設</p>

我が国のベストプラクティス(経験知見・技術)を国際的に展開しつつ「**新たな汚染を生み出さない世界**」を目指す

海岸漂着物処理推進法の改正（平成21年）



改定の経緯

平成21年の海岸漂着物処理推進法制定以降も、海岸漂着物等が海洋環境に深刻な影響を及ぼしており、また、国際連携・協力の必要性が高まっていること等を踏まえ、[平成30年6月に海岸漂着物処理推進法（※）が改正](#)された。

※同法は、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、海岸漂着物等の実態把握調査や、地方公共団体が実施する海岸漂着物等の回収・処理等に対する財政的支援などを盛り込み、海岸漂着物対策を総合的に推進。

主な法改正事項

1. 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

⇒漂流ごみ及び海底ごみを法の対象に追加。国及び地方公共団体は、漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努める。

2. 3Rの推進等による海岸漂着物等の発生抑制

⇒海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法等による施策と相まって、発生抑制が図られるよう十分配慮されたものとする。

3. マイクロプラスチック対策

⇒マイクロプラスチックを定義。事業者は、通常の用法に従った使用の後に公共の水域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努める。

4. 民間団体等の表彰

⇒海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努める。

5. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進



① 海岸漂着物等の円滑な処理

- **流域圏（内陸～沿岸）で関係主体が一体となって対策を実施**
- **地域住民の生活や漁業、観光業等の経済活動に支障を及ぼしている漂流ごみ等について、漁業者等の協力を得ながら処理を推進**

② 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- （1）**3Rの推進**による循環型社会の形成
 - ワンウェイのプラスチック製容器包装・製品のリデュースなどにより、廃プラスチック類の排出を抑制
 - 効果的・効率的で持続可能なリサイクル、生分解性プラスチック・再生材の利用の推進、廃プラスチック類の適正処理を徹底
 - 漁具等の海域で使用されるプラ製品の陸域での回収徹底、可能な限り、分別、リサイクル
- （2）**マイクロプラスチックの海域への排出の抑制**
 - 事業者は、洗い流しスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減徹底など、マイクロプラが海洋に流出しないよう、その使用抑制に努力
 - 国は、マイクロプラスチックの使用の抑制、飛散・流出防止の措置等について、実態を把握

③ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- （1）行政、国民、民間団体、事業者等の全国規模での連携強化
- （2）表彰等により積極的な参画を促進
- （3）研究者間の連携を強化

④ 国際連携の確保及び国際協力の推進

- （1）世界的な取組への積極的な関与
- （2）アジア等の関係国との連携・協力の促進
- （3）途上国の発生抑制対策の支援
- （4）地球規模のモニタリング・研究ネットワーク構築

海洋プラスチックごみ対策の概算要求（総額188億円）・組織要求



G20大阪サミット ブルー・オーシャン・ビジョン（2050年までに追加的な汚染ゼロを目指す）

- G20大阪サミットで共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」
- G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で採択された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」
- 我が国の海洋プラスチックごみ対策アクションプラン、プラスチック資源循環戦略、海岸漂着物処理推進法基本方針 等を踏まえ、プラスチックごみの回収・適正処理の徹底や3R、代替素材のイノベーション、途上国の能力構築支援等で、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指す。

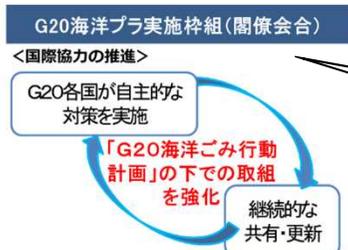
海洋プラスチックごみ対策アクションプラン

プラスチック資源循環戦略

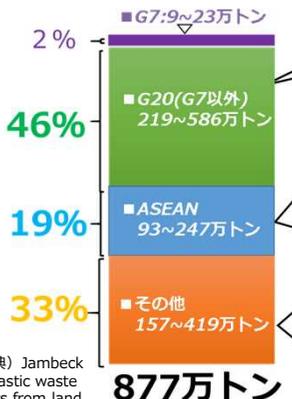
海岸漂着物処理基本方針



<国際対応>



<国別の年間流出量>



(出典) Jambeck 5: Plastic waste inputs from land into the ocean. Science(2015)
 ※割合は流出量(推計)の中央値で計算(2010年)

【①実態把握】

海洋プラスチックごみの排出実態の把握・インバントリの検討等 (2.5億)

【②国際枠組み構築】

「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」のフォローアップ・海洋プラスチックごみに関する国際ルール提案 (1.2億)

【③途上国支援（仕組み）】

海洋プラスチックごみに関する途上国支援のためのASEANごみナレッジセンターの運営 (2億)

【④途上国支援（人材育成）】

適正な廃棄物処理・リサイクルに向けた制度構築・能力開発支援 (3.9億)

【⑤途上国支援（データ整備）】

廃棄物の発生量・適正処分量・リサイクル量など基礎データ整備の能力開発の支援 (0.3億)

<国内対策>

【⑨3R推進・普及啓発】

プラスチック資源循環戦略に基づく施策の検討調査・3R推進・普及啓発 (2.9億)



プラスチック代替素材を使用した例 (出典：株式会社カネカ)

【⑥代替素材】

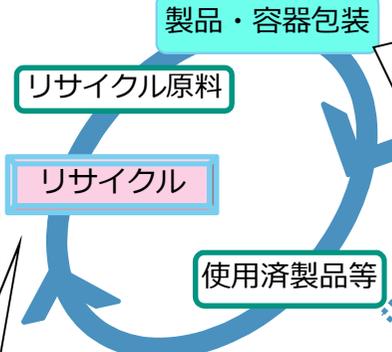
バイオマス・生分解性プラスチック等の代替素材の技術実証 (50億)



廃プラスチックリサイクル設備 (出典：エレマ・ジャパン(株))

【⑦リサイクル設備】

プラスチックリサイクル設備の導入支援 (78億)



【⑧海ごみ回収】

自治体による海岸漂着物等の回収・処理等の支援 (41億)

不法投棄・ポイ捨て 災害などによる海洋ごみの発生

司令塔として 海洋プラスチック汚染対策室を新設

海洋プラスチックごみ総合対策費

【令和2年度要求額 367百万円（58百万円・一部組替）】

G20大阪サミットで合意・共有された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向け、国際枠組に基づく取組の推進や、科学的知見の強化により、実効性のある海洋プラスチックごみ対策を着実に実施します。

1. 事業目的

- ①G20各国と合意した「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を着実に実施しつつ、国連下での今後の取組に関する議論に積極的に関与・貢献することで、地球規模の海洋プラスチックごみ対策を我が国がリードする。
- ②対策の基盤となる海洋プラスチックごみの科学的知見（排出実態・分析・モニタリング等）を強化することにより、効果的な海洋プラスチックごみの削減対策を図る。

2. 事業内容

①海洋プラスチックごみ国際対策事業

G20日本開催で合意・了承された「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づく各国の取組に関する情報共有・相互学習により、取組の効果的な実施を進めつつ、国連環境総会決議に基づく国際的な対策オプションについて、我が国から積極的な提案を行う。

②海洋プラスチックごみ実態把握事業

- ・ マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの発生源、排出量、流出経路を把握し、効果的な海洋ごみ対策に役立つ世界共通・国内のインベントリ推計手法の検討・開発を行う。
- ・ マイクロプラスチックについて、安定した精度で幅広い主体が、海洋中の賦存の実態等を効率的に分析できる機器の開発を推進する。
- ・ マイクロプラスチックのモニタリング結果を、我が国が策定したガイドラインを用いて整理し、2次元マップ等を作成して可視化する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、拠出金
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～
※事業の一部は平成26年度～

4. 事業イメージ

国際的な取組・議論の主導

G20や国連環境総会での取組・議論でイニシアティブを発揮



排出実態等の把握

対策の基盤となる排出実態等を把握することにより効果的な対策を促進



地球規模の海洋プラスチックごみ対策の促進
海洋プラスチックごみに関する科学的知見整備
我が国イニシアティブ・プレゼンス強化

海洋ごみの及ぼす
様々な影響

国内外問わず様々な地域からご
みが漂着（漂着地に責任無し）

漂着地のみの努力
では解決困難



海岸漂着物処理推進法が議員立法により成立（平成21年7月）
第29条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

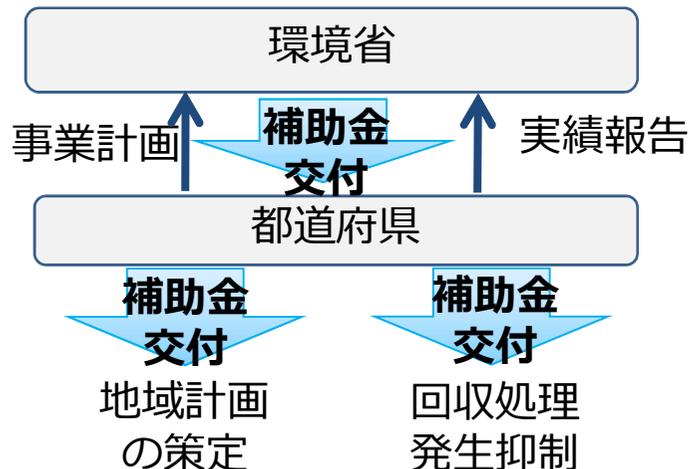
海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業、発生抑制対策に係る事業等に対し、補助金で支援。

補助率：7～9/10）平成21年度～

地方負担に対する特別交付税措置 80%

※北朝鮮籍とみられる漂着木造船等の処理の場合、補助率：8.5～9.5/10で地方負担に対する特別交付税措置100%



重機やボランティアによるごみの回収処理活動

閉鎖性海域における環境保全の取組

環境省 水・大気環境局
水環境課 閉鎖性海域対策室

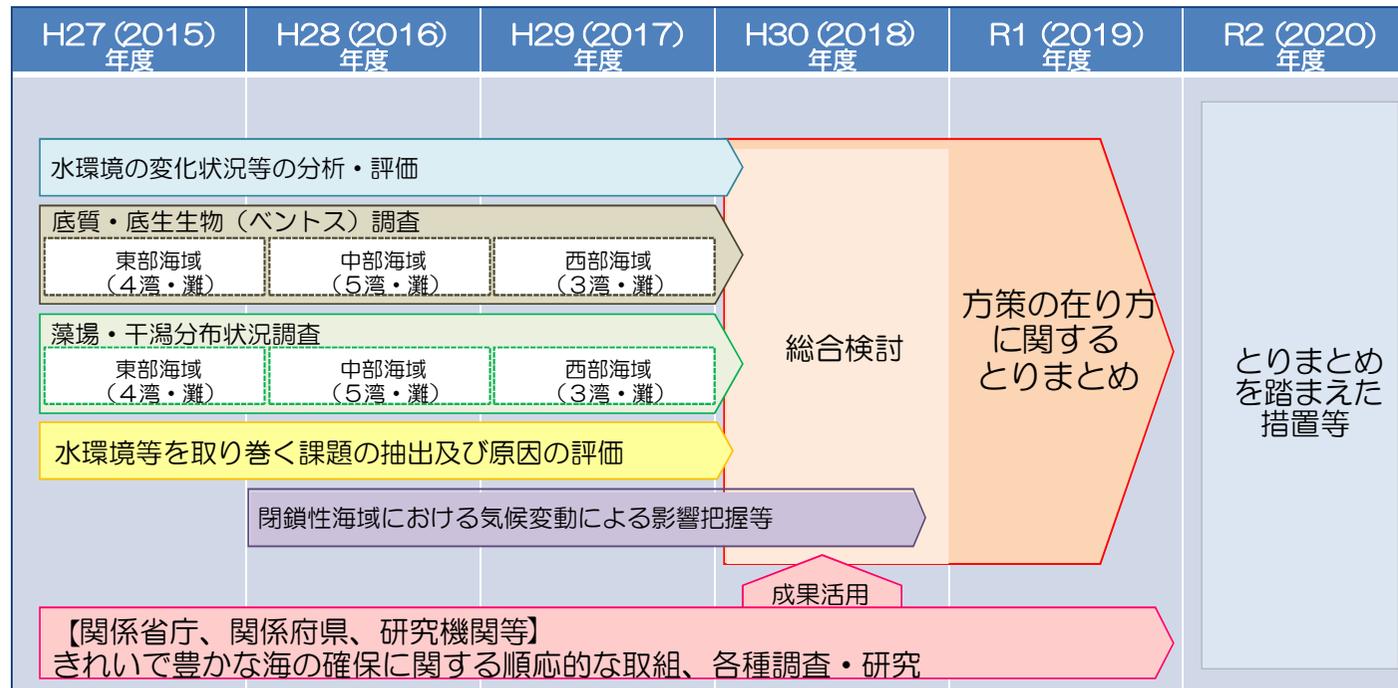
瀬戸内海における環境保全について

- 平成27年の改正瀬戸内海環境保全特別措置法の附則検討条項を踏まえ、「きれいで豊かな瀬戸内海の確保」に向け、平成27年度から平成30年度にかけて、各種調査・研究等の結果の収集・整理を進めてきた。
- これらを踏まえ、令和元年6月、水環境や水産資源等の様々な課題解決に向けた方策等を検討するため、中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」について諮問し、本年度末までに答申をとりまとめていただく予定。

改正瀬戸内海環境保全特別措置法附則検討条項

- ・ 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 政府は、法施行後5年以内を目途として、新法の施行の状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置を講ずる。

＜中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会における検討スケジュール＞



水質総量削減制度について

第8次水質総量削減の在り方について (平成27年12月中央環境審議会答申)

(1) 東京湾・伊勢湾

環境基準の達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要がある。

(2) 大阪湾

窒素及びりん的环境基準が達成された状態が続いている。一方で、CODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生している。

このため、窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要がある。

(3) 瀬戸内海(大阪湾を除く)

他の指定水域に比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当である。



答申を踏まえて策定

総量削減基本方針(平成28年9月30日策定)

(1) 水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海ごとに定める。

(2) 目標年度

令和元年度

(3) 削減目標量

発生源別(生活排水、産業排水、その他)、都府県別に定める。

(4) 汚濁負荷量の削減の方途

①削減の方途

総量規制基準の設定

下水道・浄化槽等の整備 等

②総量削減及び水環境の改善に関し必要な事項

藻場・干潟の保全、再生

底質の改善

生物共生型護岸等の採用

深堀跡の埋戻し 等

平成30年度の取組

- 関係機関と連携し、第8次水質総量削減の取組を推進するとともに、指定水域に流入する令和元年度のCOD、窒素及びりんの汚濁負荷量の算定を行うべく必要な調査を実施。

今後の取組

- 現在の総量削減の目標年度である令和元年度の水域の状況を踏まえ、今後の水質総量削減制度の在り方・方向性を検討する。

有明海及び八代海等における再生に向けた取組について

- 特措法第24条に基づき、環境省に有明海・八代海等総合調査評価委員会を設置。
- 委員会は、平成29年3月に報告を取りまとめ、主務大臣等※に報告(今回は平成18年に報告)。

※<主務省>総務、文科、農水、経産、国交、環境 <関係県>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

<委員会報告(平成29年3月)の概要>

検討のアプローチ

- ・ 基本的に、1970年頃から現在までの環境等の変化を対象として整理。
- ・ 生態系を構成する上で、または水産資源として重要と考えられる「底生生物の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」及び「魚類等の変化」の4項目を取り上げた。
- ・ 問題点とその原因・要因を考察し、再生方策等を取りまとめた。



底生生物(ゴカイの一種)



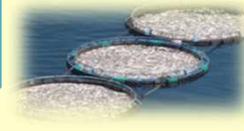
二枚貝(タイラギ)



二枚貝(アサリ)



ノリ養殖



赤潮被害を受けた養殖魚

再生方策

(例) 有用二枚貝

- ・ 広域的な母貝集団ネットワークの形成(浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植 等)
- ・ 資源の回復期における資源管理方法(例えば、採捕の制限、保護区の設定等を含む)の確立、実施
- ・ 貧酸素水塊の軽減対策(汚濁負荷量の削減、水質浄化機能を有する二枚貝の生息環境の保全・再生(例:カキ礁再生のための実証事業) 等)

本報告では、上記の再生方策だけでなく、「底生生物の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」、「魚類等の変化」に対応する総合的な再生方策や今後の課題が提示されている。

再生に向けた取組の当面の目標は概ね10年後とする。

平成30年度の取組

- ・ 委員会において、具体的な作業方針を決定し、平成28年度の委員会報告以降に国及び関係県が実施した再生方策や調査・研究開発の成果等の把握を行い、次期委員会報告(令和8年度目途)に向けた審議を開始。

今後の取組

- ・ 委員会において、次期委員会報告までの中間年度である令和3年度を目途に、中間的なとりまとめ(中間報告)を行う予定。

沿岸域の水環境の保全・再生の取組について

- 「里海づくり」の考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進。

近年の動き

- ・ 平成30年に閣議決定された海洋基本計画(第3期)にも「人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るという「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。」と位置づけられている。
- ・ 「里海づくり」活動は、藻場・干潟の保全・再生・創出に留まらず、植林等の森づくりや、海や自然などとのふれ合いの場を提供する学習会やシンポジウムの開催や環境教育・観察会など、多種多様な取組が行われている。



里海シンポジウム

「里海づくり活動」に係るアンケートへのご協力のお礼

早業より環境保全活動にご協力されていることに対し、敬意を表します。全国の里海づくり活動の実態を把握し、全国へ情報発信するため、アンケートを実施しています。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【アンケートの目的】
『里海』生誕20周年となる今年、全国の里海づくりに関する活動実態を把握・整理し、今後の里海づくりの取組が広がるよう、皆様の活動を広く発信します。

【アンケートの対象者】
里海づくりに関与している方を対象としています。

「里海づくり活動」とは
人が関わって、沿岸域の生産性と生物多様性を高め、人の活動と自然が持続的に共生できる環境を創出する活動
「藻場・干潟の保全・再生・創出、貴重な生物多様性の保全、外来生物の駆除、山の森づくり、水質や生態系の改善、ゴミ対策、海岸の緑化、漁場の保全・再生、自然とのふれ合い、環境教育、漁業関係によるコミュニティの構築、継続的な学習会の開催など」

【アンケートの留意事項】
・ 皆様の取組や経験、やりがい等、ご記入ください。分かる範囲で構いません。

ご協力アンケートです

【活動名】活動名をご記入ください。「〇〇漁のアサギを導く再生」、「〇〇平野の保全活動」のようなキーワードでも結構です。

【活動主体】主体団体の属性に該当する部分に○をご記入ください。(複数回答可)

<input type="checkbox"/> 国の機関	<input type="checkbox"/> 地方公共団体	<input type="checkbox"/> 漁業協同組合
<input type="checkbox"/> NPO/NGO	<input type="checkbox"/> 民間団体	<input type="checkbox"/> 教育機関 (地域の学校など)
<input type="checkbox"/> 研究機関	<input type="checkbox"/> その他	

里海アンケート調査票

平成30年度の取組

- ・ 岡山県備前市日生町でNPO 等とともに「里海」生誕20周年記念シンポジウムを開催。
- ・ 都道府県や市町村、NPO 法人等を対象に里海づくりの取組状況や課題等に関するアンケート調査を実施。

今後の取組

- ・ 環境省ウェブサイト上の「里海ネット」を活用し、「里海づくり活動」の普及啓発を実施。



里海ネット

基本計画における水環境保全に関する補助的指標の状況について

主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

※単位:トン/日

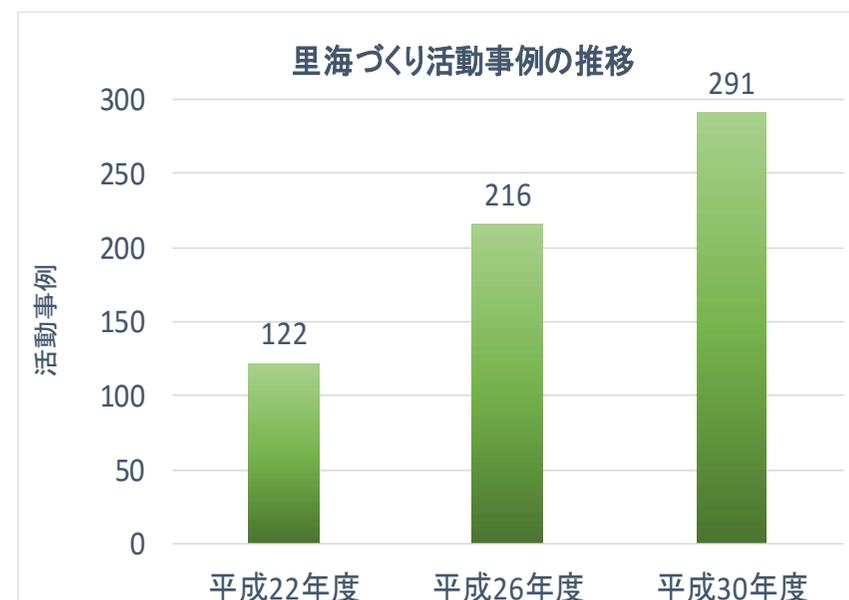
COD	平成16年度	平成21年度	平成26年度	窒素	平成16年度	平成21年度	平成26年度	りん	平成16年度	平成21年度	平成26年度
東京湾	211	183	163	東京湾	208	185	170	東京湾	15.3	12.9	12.3
伊勢湾	186	158	141	伊勢湾	129	118	110	伊勢湾	10.8	9.0	8.2
大阪湾	144	118	91	大阪湾	121	104	88	大阪湾	8.2	7.2	5.8
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	417	350	313	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	355	329	302	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	22.4	20.8	18.8

主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

海域	藻場面積 (ha)	干潟面積 (ha)
瀬戸内海 (平成27～29年度調査)	15,604	11,065
有明海北部 (平成30年度調査)	0	13,112

※ 広範囲を効率的かつ定量的に調査を行うことができる衛星画像による解析手法を用いて調査を実施。

里海づくり活動の取組箇所数



水循環基本法と水循環基本計画について

内閣官房 水循環政策本部事務局
令和元年9月17日



The Secretariat of the Headquarters for Water Cycle Policy

1. 水循環基本法

水循環基本法(平成26年4月2日公布、7月1日施行)のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上



第1回水循環政策本部会合(平成26年7月18日)
で挨拶する安倍内閣総理大臣

水循環政策本部－内閣に設置－

目的 水循環に関する施策を“集中的”かつ“総合的”に推進するため。

組織
水循環政策本部長:内閣総理大臣
水循環政策副本部長:内閣官房長官及び
水循環政策担当大臣
水循環政策本部員:すべての国務大臣

事務

- ✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進
- ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整
- ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

2. 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）

総論

- 水循環と我々の関わり
- 水循環基本計画の位置付け、対象期間と構成

第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針

- 1 流域における総合的かつ一体的な管理
- 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進
- 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保
- 4 水の利用における健全な水循環の維持
- 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進

第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 1 流域連携の推進等 -流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-
 - (1) 流域の範囲
 - (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方
 - (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定
 - (4) 流域水循環計画
 - (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価
 - (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置
- 2 貯留・涵養機能の維持及び向上
 - (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市
- 3 水の適正かつ有効な利用の促進等
 - (1) 安定した水供給・排水の確保等
 - (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進
 - (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等

- (4) 水の効率的な利用と有効利用
- (5) 水環境
- (6) 水循環と生態系
- (7) 水辺空間
- (8) 水文化
- (9) 水循環と地球温暖化

4 健全な水循環に関する教育の推進等

- (1) 水循環に関する教育の推進
- (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進

5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- (1) 流域における水循環の現状に関する調査
- (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査

7 科学技術の振興

8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- (1) 国際連携
- (2) 国際協力
- (3) 水ビジネスの海外展開

9 水循環に関わる人材の育成

- (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流

第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 水循環に関する施策の効果的な実施
- 2 関係者の責務及び相互の連携・協力
- 3 水循環に関して講じた施策の公表

3. 水循環基本計画の見直しに向けて～ 水循環基本法における記載内容と今後の取組 ～

- ▶ 水循環基本計画は、おおむね5年毎に見直しを行い、必要な変更を加えるものとされている。
- ▶ 現行基本計画(平成27年7月閣議決定)の見直しに向けて、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を平成30年10月から開催。次期基本計画の策定を令和2年に予定。

水循環基本法(抄)

第13条 第5項

政府は、水循環に関する情勢の変化を勘案し、及び水循環に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、水循環基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

第2回水循環政策本部幹事会(平成30年9月11日)

現行基本計画の見直しに関する検討内容と今後の予定を確認するとともに、有識者から幅広い意見を聴取するため、有識者会議の開催を了承

- 現行基本計画における水循環に関する施策の効果に関する評価(レビュー)を実施
- 有識者会議を設置し、専門的意見を伺いながら、重点的に取り組む施策や追加すべき新たな視点等について議論

第3回水循環政策本部幹事会(令和元年7月29日)

レビューの結果を報告するとともに、次期基本計画において重点的に取り組む主要内容を事務局から提示

今後の取組

重点的に取り組む主要内容に沿って、次期基本計画の骨子及び本文を検討

3. 水循環基本計画の見直しに向けて ～ 有識者会議の開催状況 ～

「水循環基本計画」の見直しに際し、水循環に関する施策のあり方について意見を聞くことを目的として、「水循環施策の推進に関する有識者会議」(有識者会議)を開催。

有識者会議の構成員

(令和元年7月4日現在)

沖 大幹 (座長)	東京大学未来ビジョン研究センター教授
笹川 みちる	特定非営利活動法人雨水市民の会理事
指出 一正	株式会社木楽舎取締役月刊ソトコト編集長
滝沢 智	東京大学大学院工学系研究科教授
武山 絵美	愛媛大学大学院農学研究科教授
立川 康人	京都大学大学院工学研究科教授
辻村 真貴	筑波大学生命環境系教授
古米 弘明	東京大学大学院工学系研究科教授
保井 美樹	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
山口 浩	千葉県県土整備部河川環境課長
吉富 友恭	東京学芸大学環境教育研究センター教授

(五十音順・敬称略)

有識者会議の開催状況

平成30年10月9日	第1回: 最近の水循環施策の取組状況などについて意見交換
平成31年1月15日	第2回: 水循環の目指す姿と今後必要な対応などについて意見交換
平成31年4月24日	第3回: 次期計画期間で重点的に取り組む内容と水循環の目指す姿について意見交換
令和元年7月4日	第4回: 水循環施策の効果に関する評価と次期計画期間で重点的に取り組む内容について意見聴取

4. 現行基本計画における水循環施策の効果に関する評価の概要

水循環に関して講じた主な施策（平成27年7月以降）と今後に向けた課題の概要

1. 流域連携の推進等 — 流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み —

- ▶ 地方公共団体等が中心となって全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、「流域水循環計画」として**35計画を公表**（令和元年6月末時点）。
- ▶ 計画策定や取組の推進のため、平成30年7月、「流域マネジメントの手引き」、「流域マネジメントの事例集」を作成・公表、全都道府県及び全市町村に配布。

【流域マネジメントのイメージ】



【手引き・事例集】



今後に向けた課題

- 流域マネジメントに関する取組の全国的な展開。
- 健全な水循環に関する評価指標の明確化。
- 水循環に関する施策の効果の見える化。
- 流域マネジメントに取り組む地方公共団体等のノウハウや知見の不足への対応。

2. 貯留・涵養機能の維持及び向上

- ▶ 水源涵養機能をはじめとする森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、**森林の整備及び保全の取組を推進**。
- ▶ 洪水や雨水を河川や下水道で安全に流下させ、降雨をできるだけ貯留又は地下に浸透させる**貯留管や雨水貯留浸透施設等の整備を実施**。
- ▶ 安定的な農業水利システムの維持・管理、農地の整備・保全、農村環境や生態系の保全等の推進に加え、地域コミュニティが取り組む共同活動等への支援など、各種政策や取組を実施。
- ▶ 都市緑化法等の一部を改正する法律（平成29年5月公布）等に基づき、**都市のオープンスペース整備・保全を推進**。

【雨水貯留浸透施設の例】



【伐採跡地への苗木の植栽】



今後に向けた課題

- 森林や農地の有する多面的機能の継続的な発揮。
- 市街化の進展に伴う降雨時の河川、下水道等への流出量の増大や人口、資産等の増加が著しい地域の浸水に対する対応。
- 貴重な貯留・涵養機能を持つ緑地等の保全・創出を図る取組への支援

3. 水の適正かつ有効な利用の促進等

（安定した水供給・排水の確保等、持続可能な地下水の保全と利用の推進、水インフラの戦略的な維持管理・更新等）

- ▶ 水道水の安全性を一層高めるため、上水道事業及び水道用水供給事業における「**水安全計画**」の策定を推進（平成27年3月：16.0%→平成30年3月：30.7%）。
- ▶ 「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体でハード・ソフト対策に一体的かつ計画的に取り組み洪水に備える「**水防災意識社会**」の再構築を推進。平成31年1月には、平成30年7月豪雨の課題を踏まえて「『**水防災意識社会**』の再構築に向けた緊急行動計画」を改定し、取組を充実。
- ▶ **地下水マネジメントの地方公共団体の支援**のため、平成28年4月に「『地下水保全』ガイドライン」、平成29年4月に「地下水マネジメント導入のススメ」、平成30年7月に「地下水マネジメントの合意形成の進め方」を作成・公表。令和元年度には、「地下水マネジメントの手順書」（仮称）を作成・公表する予定。
- ▶ **水道法を改正**（平成30年12月公布）し、水道の基盤の強化を図るための施策を拡充。

今後に向けた課題

- 平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震などを踏まえた水インフラの更新・耐震化の加速化。
- 洪水、土砂災害などの自然災害による被害の最小化。
- 持続可能な地下水の保全と利用。

（水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化など）

- ▶ 適切な役割分担の下での**生活排水対策**を実施。
- ▶ 生態系ネットワークや「森里川海」等の保全・回復への取組、「かわまちづくり」等による**水辺空間の保全・創出・再生に向けた取組を推進**。
- ▶ 語り部交流会など**水文化の継承・再生・創出に関する取組を推進**。

【「水防災意識社会」の再構築の考え方】



今後に向けた課題

- 水環境における水量・水質の確保。
- 生態系の保全・回復と水辺空間の保全・創出・再生。
- 水文化の継承と地域社会の活性化。

水循環に関して講じた主な施策（平成27年7月以降）と今後に向けた課題の概要

4. 健全な水循環に関する教育の推進等

- 水循環に関する学校教育や現場見学・現場体験を実施。
- 国、地方公共団体、民間による「水の日」「水の週間」の関連行事を開催（開催件数は年々増加。平成27年度：160件→平成30年度：238件）。
- 健全な水循環の維持又は回復に関する表彰や情報発信による普及・啓発活動を実施。

【全日本中学生水の作文コンクール】



今後に向けた課題

- 「水の日」の認知度向上。
- 水循環に対する理解の促進。

【ダムカード】



【森林環境教育】



【自然体験イベント】



5. 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置

- 森林の多面的機能の発揮を図るため、地域住民等による森林の保安全管理活動等の取組を支援。
- 地域コミュニティが取り組む農地や水路等の地域資源を保安全管理する共同活動への支援を推進。
- 平成30年度末時点で265団体を河川協力団体に指定。
- 水に関する官民連携の場を提供（「ウォータープロジェクト」（平成31年3月15日までに166企業団体が参加）等）。

今後に向けた課題

- 地域コミュニティ等の水循環に関する活動の維持・拡大。
- 民間団体等の参加への動機づけ。

【地域住民等が行う里山林の保全】



【ウォータープロジェクト】



6. 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施

- 公共用水域の水量・水質や水利用量の調査を実施。
- 地下水の水位観測、情報収集・周知等を実施。
- 静止気象衛星「ひまわり8号」の運用開始（平成27年7月）や新しいスーパーコンピュータの導入（平成30年6月）等による気象データの精度向上、地球温暖化予測情報等の提供を実施。

【水循環解析による地下水
流線軌跡図（大野盆地）】



【気候変動観測衛星
「しきさい」(GCOM-C)】



7. 科学技術の振興

- 水循環に関する水質・地下水・地盤沈下などの解析技術や影響評価等について研究・開発を実施。
- 平成29年度～平成31年度に、水質汚濁に関する環境基準の要調査項目について、水環境リスクを判別する一斉分析手法を開発。
- 気候変動観測衛星「しきさい」（平成29年12月打上げ）による観測データ提供の開始。

今後に向けた課題

- 地下水に関する挙動の解明。
- 気候変動が水循環に及ぼす影響の予測技術の向上。

8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

- 「第5～10回水と災害に関する有識者・指導者会議（HELP）（平成27年4月～平成29年9月）」、「第2、3回国連水と災害に関する特別会合（平成27年11月、平成29年7月）」、「第8回世界水フォーラム（平成30年3月）」を通じて、水・防災分野への公共投資の重要性を提言。
- 海外インフラ展開法（平成30年8月施行）を制定し、政府、自治体、独立行政法人等、業界団体、民間企業が連携し、事業の上流段階からの案件形成、我が国の強みのある技術・ノウハウを活かした海外展開を実施。

【我が国の水に関する優位技術】

逆浸透膜(RO膜)
水以外の不純物を通さない、海水淡水化におけるコア技術。日本製が市場の50%。
出典:東レ(株)提供

管渠更生工法
道路を掘り返さず下水管をリニューアルする工法で下水を流しながらの施工が可能。
出典:国交省

浄化槽
日本製品は集合型の下水処理場並の性能を有し、コンパクトかつ省エネ。
出典:環境省

今後に向けた課題

- 水循環に関する我が国の経験・知見・技術の海外展開。
- 様々な枠組みにおける我が国のプレゼンスの向上。
- SDGs等の国際目標の達成に向けた貢献。

9. 水循環に関わる人材育成

- 現地見学、出前講座、研修、管理活動等を通じた人材育成や普及啓発を実施。
- JICAの専門家派遣や研修員の受け入れ等を実施。

今後に向けた課題

- 水インフラに関する技術の継承。
- 科学技術の研究者や実務者の育成。
- 産官学・国内外の垣根を越えた人材の循環・交流。

5. 水循環基本計画の見直しについて ～次期基本計画において「重点的に取り組む主な内容」の3本柱～

1. 流域マネジメントによる水循環イノベーション ～流域マネジメントの更なる展開と質の向上～

【状況】

- これまで、流域マネジメントの推進に注力し、「流域水循環計画」として全国で35計画を公表。
- 今後は、計画策定団体の裾野を広げるとともに、健全な水循環の維持または回復のため更なる流域マネジメントの質の向上が必要。

【現行基本計画の分野】

- 流域連携の推進
- 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施
- 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
- 科学技術の振興

【次期基本計画における取組例】

- 更なる展開 水循環アドバイザー制度の創設や成功の鍵となるノウハウ事例集(多様な主体による連携体制編、活動資金の確保編等)の作成などにより、全国各地の流域における計画の策定・推進を支援。
- 質の向上 水循環の健全性を容易に評価する手法の開発、地下水を含む水循環の解析技術の開発などにより、水循環の実態と流域マネジメントによる施策の効果を「見える化」。

2. 健全な水循環への取組を通じた安全・安心な社会の実現 ～気候変動や大規模自然災害等によるリスクへの対応～

【状況】

- 地球温暖化などの気候変動により、水害や渇水などのリスクが懸念。
- 災害に強くなやかな国土・地域・経済社会を構築するため、大規模自然災害時においても人命・財産や重要な水インフラの被害を防止・最小化する必要。

【現行基本計画の分野】

- 貯留・涵養機能の維持及び向上
- (3)水インフラの戦略的な維持管理・更新
- (1)イ 災害への対応
- (4)水の効率的な利用と有効利用
- (1)ウ 危機的な渇水への対応
- (9)水循環と地球温暖化
- (2)持続可能な地下水の保全と利用の推進

【次期基本計画における取組例】

- 大規模自然災害への対応 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害を防止・最小化するため、重要な水インフラ(河川、上下水道、ため池等)において防災・減災、国土強靱化のための対策を実施。
- 危機的な渇水への対応 気候変動による渇水リスクの評価手法の調査・研究を行うとともに、リスク管理型水資源開発基本計画、水資源が逼迫する水系における渇水対応タイムラインの作成を推進。
- 水インフラの戦略的な維持管理・更新と耐震化 水インフラについて、広域連携や官民連携により事業基盤を強化するとともに、更新・耐震化を推進。
- 貯留・涵養機能の維持・向上等 市街化や人口、資産の増加に対応するため、森林・河川・農地・都市等での総合的な取組を推進するとともに、地下水マネジメントを推進。

3. 次世代への健全な水循環による豊かな社会の継承 ～健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育と国際貢献～

【状況】

- 水が清らかで美しいことは、我が国の水循環の特筆すべき事項。水循環の取組は地域を活性化し、魅力的なまちづくりにも寄与。
- 健全な水循環を次世代に引き継ぐためには、身近に水に触れ、水について学べる機会を創出し、水に関する意識を醸成することが必要。
- また、我が国の水循環に関する優れた経験・知見・技術を海外展開するため、各国政府や国際機関等との連携を促進するとともに、国際協力を通じて世界に貢献することが必要。

【次期基本計画における取組例】

- 普及啓発、広報、教育 官民連携による「水の日」の認知度向上や水循環に関する地域の取組、ノウハウ事例集(人づくり編、広報編等)などにより、健全な水循環に関する普及啓発、広報、教育を支援し、次世代を含めた国民の水に関する意識を醸成。
- 国際貢献 第4回アジア・太平洋サミットなどの国際会議や海外インフラ展開を通じ、我が国の経験・知見・技術を海外に発信・適用することにより、国際的な水問題の解決に貢献。

【現行基本計画の分野】

- (5)水環境
- 水循環に関する教育の推進等
- (6)水循環と生態系
- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進
- (7)水辺空間
- 人材育成
- (8)水文化

JEANの取組みについて

2019年9月17日

水環境部会における環境基本計画点検ヒアリング
一般社団法人JEAN 小島あずさ

JEANは 海洋ごみ問題の解決のために活動しています

- ★日本での国際海岸クリーンアップ（ICC）の企画運営
- ★通年で全国規模のクリーンアップキャンペーン
- ★国際的な連携や協力の推進
- ★海洋ごみ問題についての情報収集と発信
- ★対策推進のための会議開催（海ごみサミット）
- ★普及啓発、広報、教育活動（展示物や教材制作も）
- ★国や自治体の対策への協力
- ★企業や業界団体へのはたらきかけと対策への協力
- ★漂着被害甚大地域への支援
- ★政策提言→2009年海岸漂着物処理推進法の制定へ

海洋ごみについての普及啓発 オリジナル展示資料、ワークショップなど



International Coastal Cleanup=ICC

国際海岸クリーンアップの誕生

日本ではJEANによって1990年から

- 海のごみ問題が顕在化→生態系への影響懸念
- 拾うだけでは解決しない
- ごみは元から断つ必要がある
- 実態把握と教育・啓発が重要→拾ったごみを調べる
- 世界中で一斉に、同じ方法で
- 多くの地点で、市民が参加
→2017年107の国と地域からから789,138人が参加
→啓発・教育的効果が大きい

★1990年～2017年日本のICC参加者 累計387,116名

ごみはどこから？誰が？

海岸や海上での発生

- 海辺での置き捨て
- 船から（船内で発生したごみ、コンテナ落下など）
- 港湾作業、漁業等の資材流出
- 別の海岸から流れてくる

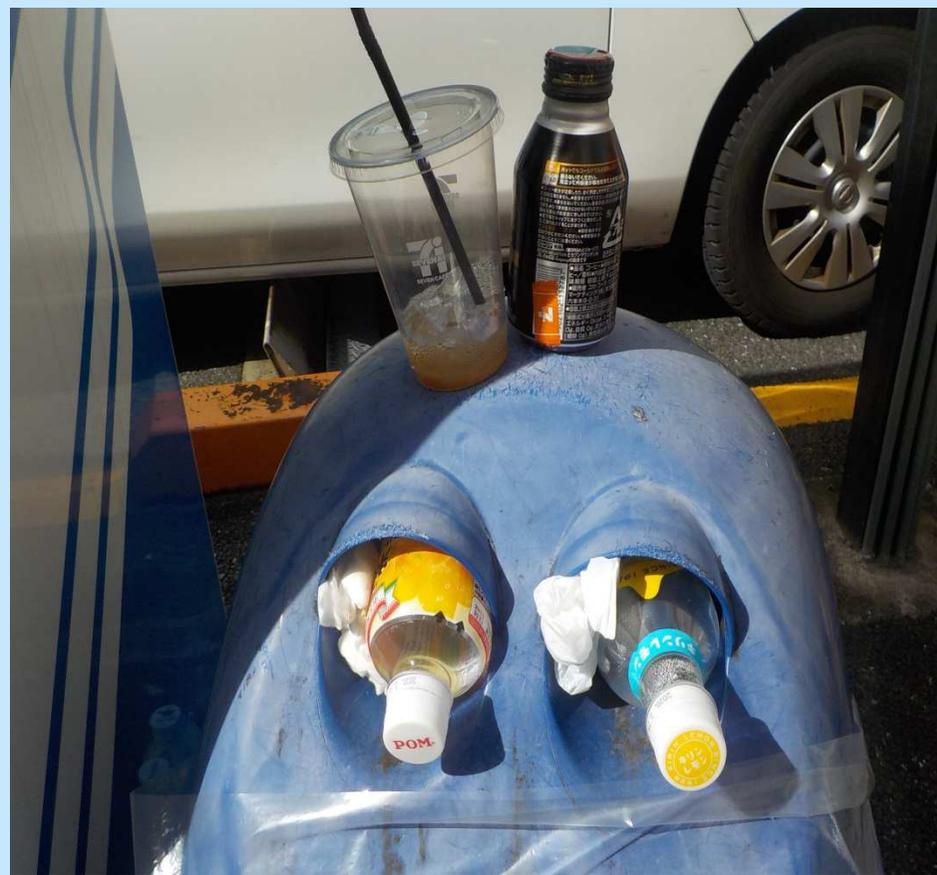
○陸域のごみが川などを通して流出

- ポイ捨てを含む不法投棄ごみが路上等に散乱
- 管理不十分による散乱
- **ごみ置き場などからの意図しない散乱**

コンテナの積荷



空き容器回収箱と周辺



台風後の散乱





屋外で使うものは劣化しやすい

漁業、農業、土木・建築の資材等



人工芝



あなたの踏んだ人工芝かも？







なお多くの課題が

- 破片化は進行中
- 海のごみは質が悪く、有効再利用が困難
- 現場の住民、NGO/NPO、市町村は疲弊しつつある
 - いつまで拾いつづけるのか
 - 全国規模のNGOへの公的支援はほとんどない
- 意図しない散乱の実態把握ができていない
- 海、川、市街地（道路含む）の管理の連携が必要
- ★モラルやマナーへの期待だけでは効果は薄
- ★使い捨てプラスチック製品の生産量削減
 - ⇒廃棄物の絶対量削減(制度設計が必要)

海洋プラスチック問題に関する 経団連の考え方・取組み

2020年2月27日
経団連 環境エネルギー本部

経団連 環境イニシアティブ – 自主的取組みの推進 –

「経団連地球環境憲章」の精神に則り、1990年代以降、経団連は「地球温暖化対策」、「循環型社会形成」、「自然保護・生物多様性保全」の3つの分野を中心に、環境保全に向けた企業の自主的活動を推進

※経団連地球環境憲章（91年4月）：環境問題への取組みが企業の存在と活動に必須の要件であるとの基本理念に基づき、環境保全に向け自主的・積極的な取組みを進めることを宣言

「経団連地球環境憲章」を踏まえた自主的アクション

地球温暖化対策

- ◆ 低炭素社会実行計画
(1997年～名称を変えながら充実)
- ◆ グローバル・バリューチェーン（GVC）を通じた削減貢献(2018年～)
- ◆ 2050年を展望した経済界の長期温暖化対策の取組み(2013年～)

循環型社会形成

- ◆ 循環型社会形成
自主行動計画
(1997年～名称を変えながら充実)
- ◆ プラスチック関連取組
事例集 (2018年～)

＜経団連環境イニシアティブ＞

- ✓ 環境と経済の両立
- ✓ 自主的取組みの推進

「環境統合型経営」の推進

自然保護・生物多様性保全

- ◆ 自然保護宣言(2003年)
- ◆ 経団連生物多様性宣言
(2009年策定、2018年改定)
- ◆ NPO支援 (27年間の累計支援額43億円)

海洋プラスチック問題に関する 経団連の基本的考え方

－経団連「『プラスチック資源循環戦略』策定に関する意見」(2018年11月)－

(1) SDGsの複数のゴールへの貢献(目標12,14,17等)

- ◇ 地球規模の海洋プラ問題とプラ資源循環の取組みは、SDGsの目標12(つくる責任、つかう責任)、目標14(海の豊かさ)、目標17(パートナーシップ)等に貢献
- ◇ **全地球的に求められることは、廃プラが海洋に流出せず、また、極力埋め立てられることなく、適正処理と3Rを徹底すること。**
熱・エネルギー回収も有用な選択肢
- ◇ 日本は、①廃棄物の適正処理と3Rの徹底
②優れた技術・ノウハウ等を発展途上国等に普及、等に努力



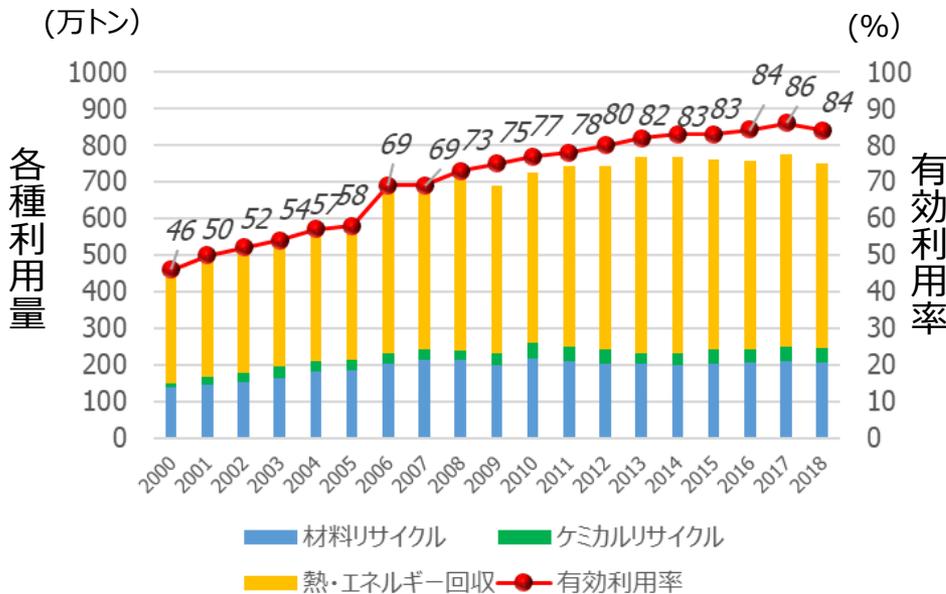
※SDGs

- 2015年に国連で採択
- 2030年に向けた「持続可能な開発目標」

＜参考＞日本の廃プラスチックの有効利用率

- ◇ 日本では、熱・エネルギー回収を含めた廃プラスチックの有効利用率は着実に向上
- ◇ 統計手法が異なることから単純な比較は難しいものの、EU加盟国およびノルウェー、スイスの30カ国やアメリカに比べ、日本は高い有効利用率

日本の廃プラスチックの有効利用率の推移



有効利用率の国際比較

- 日本 : 約 84% (2018年)
- EU + 2* : 約 75% (2018年) **
- 米国 : 約 24% (2017年)

*EUおよびノルウェー、スイス

**EUのデータは回収分に占める数字であり、日本のデータに比べて、高めの数字となることに留意

(2) プラスチック製品の「つくる責任・つかう責任」(目標12)

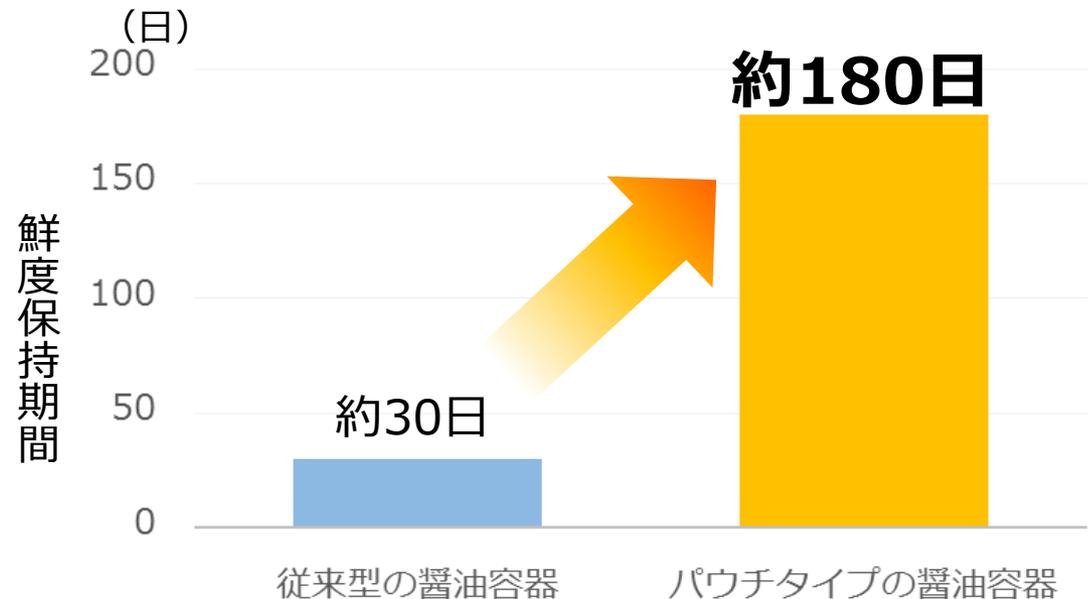
- ◇ プラスチック素材は、様々な社会的課題解決に貢献
- ◇ 広く国民に対し、プラスチックの正しい理解を促進
- ◇ 事業者も消費者も、環境負荷の軽減と技術的可能性、経済性に配慮しながら、賢く、作り・使い・処理していくことが重要
- ◇ 地球規模の海洋プラ問題及び国内のプラ資源循環について、それぞれの政策目的に応じた冷静・適切な施策の検討



プラスチックの貢献例

食品ロス削減

(高機能化による鮮度保持期間延長)



農林水産省「食品ロスの削減に資する容器包装の高機能化事例集」をもとに作成

(3) プラスチックごみの適切な管理・処理および海洋流出の防止

プラスチックごみの適切な管理・処理および海洋流出の防止

- ◇ 各国で、国内のプラごみを適切に管理・処理し、海洋流出を防止
- ◇ 各国の事情に応じた対応が必要
- ◇ 日本では、ポイ捨て・不法投棄撲滅に向けた施策の強化等

(4) 技術開発の重要性

- ◇ 回収や再生が容易な製品設計、再生材のコストダウンや品質向上等
- ◇ 生分解性プラスチック等の代替素材の開発・普及にあたっては、本来の機能を損なわず、経済合理性や技術的可能性が成り立つ必要
科学的知見の蓄積も重要

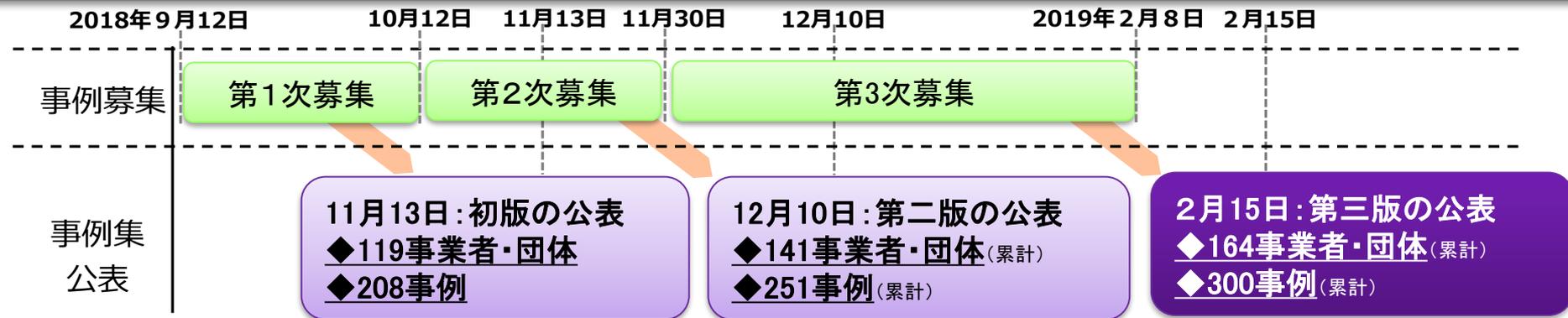
(5) 日本の経験や技術・ノウハウを活かした国際協力の推進

- ◇ 日本の収集システムや廃棄物処理・リサイクル技術を発展途上国等にシステムとして輸出・技術移転。ハード・ソフト面のサポート。

海洋プラスチック問題に関する 経団連の取組み

(1) SDGsに資するプラスチック関連取組事例集(2018年度)

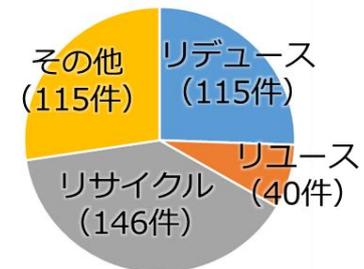
- ◆プラスチック資源循環・海洋プラスチック問題に資する取組みについて、会員企業・団体等へのアンケートを実施（2018年9月12日～10月12日）
⇒日本経済界の取組みを国内外にアピール、自主的取組みの推進
- ◆第1次～3次募集を通じて、**164事業者・団体から300件の取組事例**が寄せられた



◆29業種の企業・団体(※)による取組事例集。幅広い業種が取組を展開。

※東証33業種をベースに集計。団体・非上場企業については、業態の中身を勘案して事務局にて業種を割り当て。

◆リデュース・リユース・リサイクルの他、海岸清掃活動や環境教育、プラスチック代替材の研究開発・普及など、幅広い内容の取組事例が寄せられた。



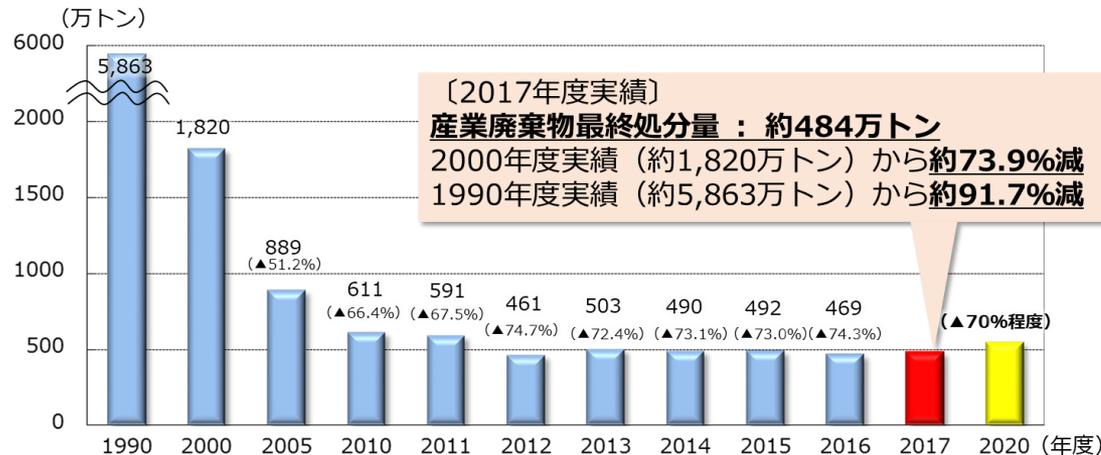
2019年のB20,G20の会合にて配付し、国内外に広くアピール

(2) 「循環型社会形成自主行動計画」

※ 43業種が参加

〔A〕 産業廃棄物最終処分量の削減（第四次目標）

⇒ 低炭素社会の実現に配慮しつつ、適切に処理した産業廃棄物の最終処分量について、産業界全体として、「**2020年度に2000年度実績比70%程度削減**」を目指す。



〔B〕 資源循環の質の向上を視野に入れた個別業種ごとの目標

⇒ 業界ごとの特性や事情等を踏まえた、**資源循環の質の向上に向けた目標設定。**
 (製品の製造過程で発生する副産物に対する再資源化率目標の設定など)

〔C〕 「業種別プラスチック関連目標」 (2019年度より追加)

⇒ 経団連意見「『プラスチック資源循環戦略』策定に関する意見」(2018年11月)を踏まえ、業種ごとに、**海洋プラスチック問題の解決やプラスチック資源循環の推進に貢献する目標を設定。**

〔C〕 業種別プラスチック関連目標(2019年度～)

◇ 海洋プラスチック問題の解決や資源循環の推進に貢献する自主的な取組みの深化と裾野拡大の観点から、2018年11月经団連提言に基づき、業種団体等に対し「業種別プラスチック関連目標」の設定を働きかけ

◇ 2019年4月、20業種が43の「業種別プラスチック関連目標」を表明 ＜「業種別プラスチック関連目標」策定業種一覧＞

電力、ガス、鉄鋼、セメント、化学、製紙、自動車、自動車車体、牛乳・乳製品、清涼飲料、ビール、建設、印刷、不動産、貿易、百貨店、鉄道、銀行、証券、プラスチック容器包装 計20業種

※ G20エネルギー環境大臣会合(2019年6月)、G20資源効率性対話(2019年10月)において概要を配布

- ◇ 2019年度も引き続き業種毎に検討を深め、目標の充実を目指す (2020年3月公表予定)
- ◇ これらの自主的取組みを推進し、広く国内外に発信

＜「業種別プラスチック関連目標」の例＞

清涼飲料業界（全国清涼飲料連合会）

【目標】 清涼飲料業界のプラスチック資源循環宣言
【内容】 清涼飲料業界が一丸となり、お客様、政府、自治体、関係団体等と連携しながら、**2030年までにPETボトルの100%有効利用を目指す**、短・中・長期に方向性を定め、プラスチック資源循環に真摯に取り組むことを宣言

化学業界（日本化学工業協会）

【目標】 マイクロプラスチックの生成機構の解明（日化協LRIの取組み）
【内容】 マイクロプラスチックが、どのような製品から、どのようなメカニズムで生成するのかを明らかにするための研究の支援

<参考> 容器包装の3R推進のための自主行動計画

- ◇容器包装リサイクル8団体で構成される「**3R推進団体連絡会**」は、経団連提言「実効ある容器包装リサイクル制度の構築に向けて」（2005年10月）を受けて、**2006年3月より「容器包装の3R推進のための自主行動計画」を策定。**
- ◇容器包装の素材ごとに目標を設定し、毎年度フォローアップ調査を実施。適宜、目標の引き上げを実施。

<リサイクル率等の目標および実績>

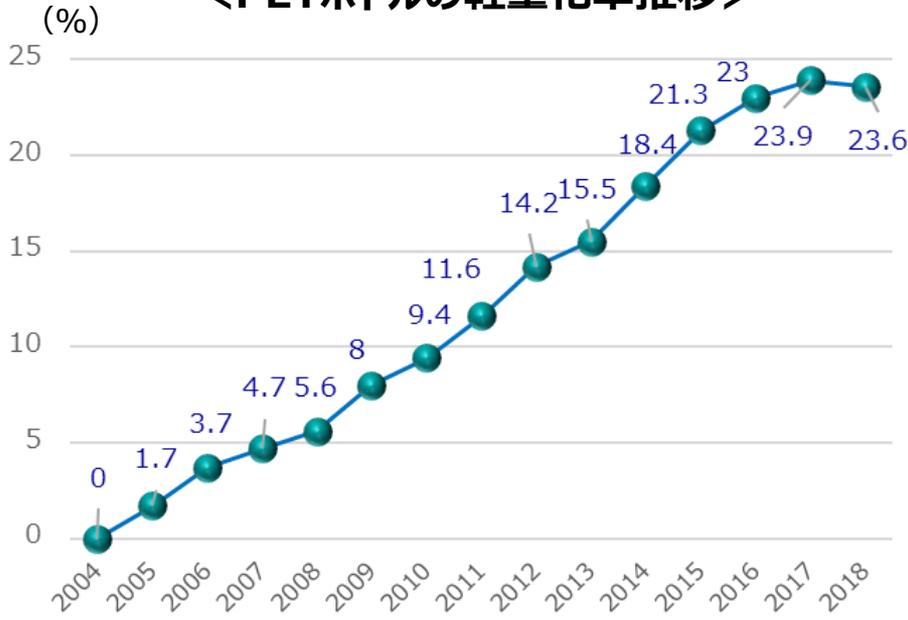
素材	指標	2020年度 目標	2018年度 実績
ガラスびん	リサイクル率	70%以上	68.9%
PETボトル		85%以上	84.6%
スチール缶		90%以上	92.0%
アルミ缶		90%以上	93.6%
プラスチック 容器包装	リサイクル率 (再資源化率)	46%以上	45.4%
紙製容器包装	回収率	28%以上	27.0%
飲料用紙容器		50%以上	42.5%
段ボール		95%以上	96.1%

<リデュースの目標および実績>

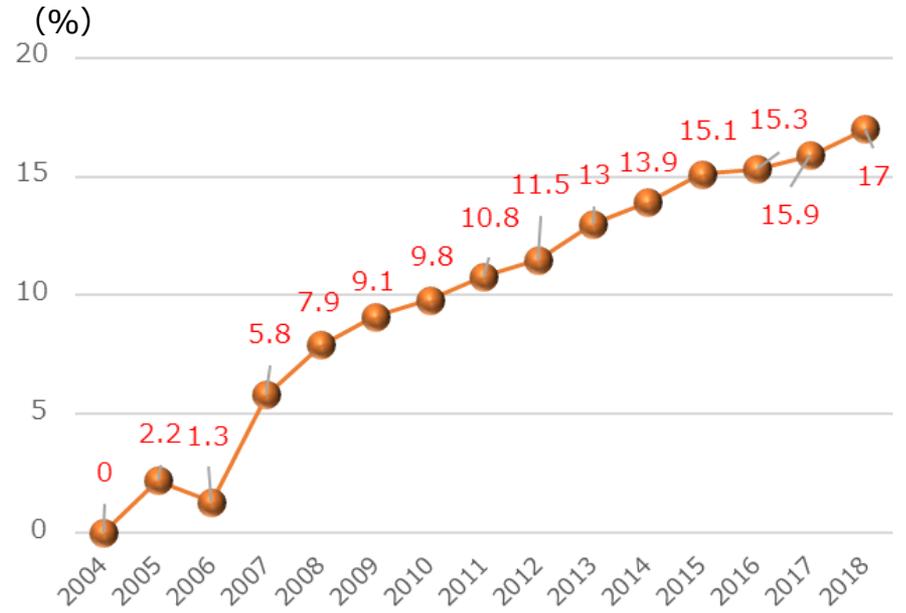
素材	指標	2020年度目標 (2004年度比)	2018年度 実績
ガラスびん	1本(缶) あたりの 平均重量	1.5%軽量化	1.2%
PETボトル		25%軽量化	23.6%
スチール缶		8%軽量化	7.3%
アルミ缶		5.5%軽量化	5.3%
飲料用紙容器	牛乳用500ml パック	3%軽量化	2.9%
段ボール	1m ² あたり の平均重量	6.5%軽量化	5.1%
紙製容器包装	削減率	14%	11.0%
プラスチック 容器包装		16%	17.0%

<参考> PETボトルおよびプラスチック容器包装のリデュースの取組み

<PETボトルの軽量化率推移>



<その他プラスチック容器包装の削減率推移>



<出所> 3R推進団体連絡会

PETボトル軽量化の事例



ボトル重量 19.0g → **16.0g**
(100ml PETボトル)



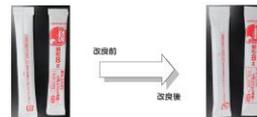
ボトル重量 24.0g → **21.0g**
(400ml PETボトル)

<出所> PETボトルリサイクル推進協議会

その他プラスチック容器包装のリデュースの事例

<出所> プラスチック容器包装リサイクル推進協議会

容器の薄肉化
プラスチック使用量
年間9.8トン削減



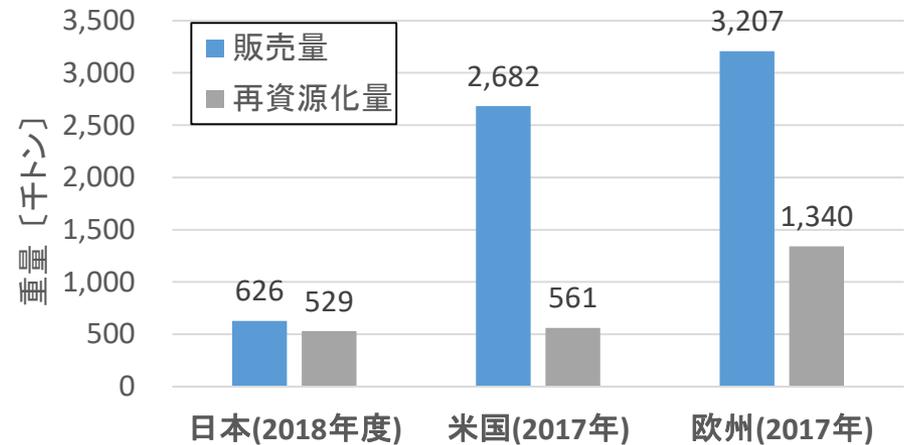
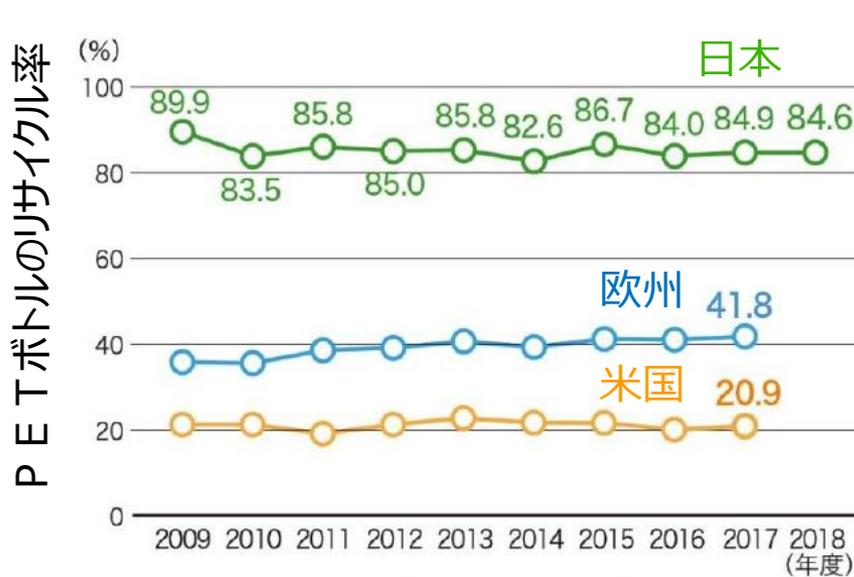
容器のデザイン変更
プラスチック使用量
年間3.9トン削減



<参考> 日米欧のPETボトルリサイクル率比較

- ◇日本におけるPETボトルの回収率は、2005年度の61.7%から、2018年度には91.5%へと大幅に向上
- ◇欧州や米国と比較して、日本のPETボトルのリサイクル率は高い

日米欧のPETボトルのリサイクル率比較および一人当たりのPETボトル使用量



	日本 (2018年度)	米国 (2017年)	欧州 (2017年)
一人当たりのPETボトル使用量	4.9[kg/人]	8.3[kg/人]	6.3[kg/人]

<出所> PETボトルリサイクル推進協議会のデータをもとに作成

現状認識と課題

現状認識と課題

- ◇ 海洋プラスチック問題は、地球規模の課題であり、何よりもまず、廃プラスチックが海に流出しないようにすること対策を講じることが重要。そうした観点から、各国が国内における、廃棄物の適正処理体制を整備し徹底するとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することが重要。同時に、海洋プラスチック問題に関する科学的知見の蓄積も重要。
- ◇ 日本政府のリーダーシップにより、2019年のG20で先進国・途上国も含めて、各国の自主的取組みやベストプラクティスを共有する「実施枠組」や、プラスチックの使用禁止ではなく、新たな汚染を防止することをファーストプライオリティに置いた「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を合意できたことは、地球規模の課題解決に向けた大きな一歩として、意義が大きい。
- ◇ 政府におかれては、中国等の廃プラスチック類輸入規制等を受けて、日本国内のプラスチック資源循環体制の再構築が急務。
- ◇ 経団連は、海洋プラスチック問題に関し、循環型社会形成自主行動計画のなかで「業種別プラスチック関連目標」を掲げるなど、業種・業態に応じた自主的な取組みが推進されるよう、取組む。
- ◇ 経団連は、「Society5.0の実現を通じたSDGsの達成」を基本的な理念として、社会実装可能な低コスト化を含めた新しい技術開発など技術面や、気候変動対策や生物多様性保全活動などの幅広い環境活動を取り込んだ、「環境統合型経営」の推進を通じて、循環型社会形成推進の深化に取り組む。

Keidanren

Policy & Action